

有料老人ホームで発生した事故の東京都への報告確認チャート (八王子市内施設を除く)

＜東京都有料老人ホーム設置運営指導指針 12 (9) を参照してください＞

- ・入居者が事故により入院した場合は、事故報告が必要です
- ・救急搬送を行った場合（看取り期、持病の悪化を除く）、報告は必要ですが下表に該当するか確認してください

死亡に至った事故

看取り期にある場合や、病気が主たる原因であることが明らかな場合は除きます

該当する

該当しない

死亡に至る危険性の高い事故

溺水、窒息、異物誤食・誤飲、認知症による施設外所在不明、離脱、自殺未遂など

該当する

該当しない

入居者の生活に重大な影響が生じた事故

日常生活動作（ADL）の大幅な低下、多大な経済的損失、不適切な介護により事故が発生した場合等

該当する

該当しない

高齢者虐待防止法※に定める高齢者虐待にあたる行為 認められた場合又は疑われた場合

※ 高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

該当する

該当しない

食中毒 や 感染症が発生した場合

入居者10名以上若しくは半数以上（疑い含む。）に発生した場合又は死亡者若しくは重篤患者が1週間に2名以上発生した場合

該当する

該当しない

その他施設運営に係る重大な事故

犯罪行為に起因する可能性があるもの、施設での火災、入居者の生活に重大な影響が生じた自然災害、重大な法令違反など

該当する

該当しない

報告は不要ですが、事故の原因を分析し、再発防止策を検討、実施してください。

迷う場合は、

- ・区市町村（保険者）への報告
⇒ 区市町村（保険者）に確認
- ・東京都への報告
⇒ 区市町村への事故報告書の写しを送付

報告の要否に迷う場合は、東京都に相談を
電話 (03) 5320-4296 又は 5000-7572

(夜間・土・日・祝日・年末年始は受付していません)

※ 八王子市内の施設は、
八王子市役所に相談

【事故報告書送付先】〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課（有料老人ホーム担当）

【電子申請はこちら】<https://logoform.jp/form/tmgform/531101>

Excel、Word等の事故報告書の電子データは必要です。（URLは今後変更する場合があります。）



←電子申請 二次元コード



東京都福祉局

Ver.20240401